

## 本宮市原料米等価格高騰支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、原料米の価格高騰に直面する市内で原料米等を用いた製品を製造販売する事業者に対し、経営に及ぼす影響緩和と負担軽減を図り経営継続を支援することを目的に、本宮市原料米等価格高騰支援事業補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付することに関し、本宮市補助金等の交付に関する規則(平成19年本宮市規則第56号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 原料米等 製品の製造に必要となる原料米及び米粉をいう。
- (2) 仕入数量 俵又はkgを単位とした数量をいう。ただし、酒類製造業者は俵、その他事業者及び米粉使用事業者はkgを単位とする。
- (3) 事業者 市内に食品衛生法に基づく営業許可施設を有し、その施設で仕入・製造・販売を行う酒類製造業・みそ製造業・菓子製造業を営む事業者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 市内の事業者で、交付申請時点において、市内で事業を継続していること。
- (2) 原料米等を使用した製品の製造及び販売をしていること。ただし酒類製造業については、福島県清酒原料米高騰対策事業補助金の交付を受けたものに限る。
- (3) 本補助金の交付を受けた後も事業を継続する意思を有していること。
- (4) 交付申請を行った時点で市税等に滞納が無いこと。
- (5) この告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。ただし、原料米及び米粉の両方について申請する場合は、この限りではない。
- (6) 本宮市暴力団排除条例(平成24年本宮市条例第3号)第2条第1項第1号から第2号に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (7) その他、本補助金の趣旨・目的と照らし合わせ適當な者であること。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に定める計算式により算出した額とする。

### (補助率等)

第5条 別表に定める計算式による金額に補助率を乗じて算出する。ただし、一事業者あたりの補助金の上限は、原料米または米粉のどちらか一方の申請、双方の申請を問わず1,500千円とする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、該当する補助金交付申請書(様式第1-1号、第1-2号又は第1-3号)に次に掲げる書類を添えて、令和8年4月30日までに市長に提出

しなければならない。ただし、第9条に規定する補助金の概算払を受ける場合は、令和8年3月31日までに提出しなければならない。

- (1) 令和6年度及び令和7年度の原料米等仕入実績又は仕入見込を示す書類(仕入年月日、仕入金額、仕入数量)
- (2) 請求書、領収書等の写し(ただし、申請数量等に見込みが含まれる場合を除く)
- (3) 有効な福島県食品営業許可書の写し
- (4) 酒類製造業者については福島県清酒原料米高騰対策事業補助金の交付額が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(変更等の承認申請)

第7条 補助対象者は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、当該書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定する。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を補助対象者に補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(概算払)

第9条 市長は、必要があると認める場合は、本要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金を交付することができる。

(実績報告)

第10条 規則第13条に規定する実績報告は、該当する補助事業実績報告書(様式第4-1号、第4-2号又は第4-3号)に請求書及び領収書等の写しを添え、令和8年4月30日までに行うものとする。

2 前条の規定による補助金の概算払を受けない場合は、実績報告書の提出を省略することができる。

(額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けた場合には、当該書類を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に補助金の額確定通知書(様式第5号)により通知する。

2 前条の報告を受けない場合は、第8条に規定する交付決定をもって額の確定に代えることができ、かつ交付決定の通知をもって規則第14条に規定する補助対象者への通知とすることができる。

(補助金の支払)

第12条 補助対象者は、前条の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、速やかに補助金請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、第9条の規定により補助金の概算払を受けようとする場合は、補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第13条 市長は、補助金の額確定又は補助金の交付を受けた補助対象者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金額が交付されているとき。
  - (2) 補助金交付申請書等に虚偽の記載があったとき。
  - (3) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件その他この告示に違反したとき。
  - (4) 各号に掲げるもののほか、補助金の交付に関し市長が不適当であると認める事由が生じたとき。
- 2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第4条、第5条関係)

事業者	補助基準額	補助率
酒類製造業者	<p>次の算定により算出した額の合計額  <math display="block">\text{算式} = \{(a - b) \times c\} - d</math>           a : 令和7年度仕入単価(円/俵、税抜)            b : 令和6年度仕入単価(円/俵、税抜)            c : 令和7年度仕入数量ただし令和6年            度仕入数量を上限とする(俵)            d : 福島県清酒原料米高騰対策事業補            助金交付実績額</p>	2分の1 (千円未満切り捨て) ※上限1,500千円
その他事業者	<p>次の算定により算出した額の合計額  <math display="block">\text{算式} = (a - b) \times c</math>           a : 令和7年度仕入単価(円/kg、税抜)            b : 令和6年度仕入単価(円/kg、税抜)            c : 令和7年度仕入数量ただし令和6年            度仕入数量を上限とする(kg)</p>	
原材料に米粉を使用する事業者		

備考 各年度については、4月1日～3月31日とする。